

平成 29 年度第 4 回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時 : 平成 29 年 12 月 6 日 (水) 午前 9 時 28 分から午後 12 時 3 分まで
- 2 場所 : 高知会館 4 階「やまもも」
- 3 出席者 : 委員
岡林会長、稲田副会長、関委員、浜永委員、福島委員
実施機関
総務部 税務課 竹崎専門企画員
公営企業局 県立病院課 塔岡主幹、渡邊主事
あき総合病院 経営事業課 田村チーフ、矢野主査
警察本部 県民支援相談課 松田課長補佐、前田係長、吉川
監察課 上總補佐、池本係長
少年女性安全対策課 岡添次長、濱崎係長
少年サポートセンター 津野副所長
交通企画課 土居高齢者交通安全対策官
事務局
文書情報課 徳橋課長、宅間チーフ、白川

4 会議した事案の件名

(1) 諮問案件

ア. 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項 (条例第 8 条第 3 項第 3 号関係)

- ①税外未収金の管理・回収に関する事務 (各課室所)
- ②特定の疾患、障害等を持つ者 (特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む) に対して行う、給付金やサービス給付、病歴や身体の状態等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報収集する場合 (各課室所)
- ③児童、生徒、学生 (保護者等児童、生徒、学生を扶養するに当たり必要な支援を行う者を含む) に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報収集する場合 (各課室所)
- ④救慰金に関する事務 (警察本部監察課)
- ⑤立ち直り支援活動に関する事務 (警察本部少年女性安全対策課)
- ⑥無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード 103 (土佐)」に関する事務 (警察本部交通企画課)

イ. 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

- ①診療録 (カルテ) に関する事務

(2) 報告事項

ア. 個人情報保護条例に関する庁内調査の結果の概要について

イ. 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

①職業訓練の広報活動に関する事務

5 議事概要

(1) 諮問案件

ア. 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項（条例第8条第3項第3号関係）

事務局から、要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項について、条例改正により要配慮個人情報の範囲が明確化されたことに伴い、委員会への諮問が必要な事務が多数発生しているなかで、事務内容が類似し、今後も同様の事務が発生することが想定されるものについて3つに分類し、実施機関共通事務として諮問する、警察本部から出された3件の諮問については、犯罪歴等の収集があるなど、他の事務と類似したものであるため個別に諮問を行う旨の説明があった。

①税外未収金の管理・回収に関する事務

税外未収金の管理・回収の事務は様々な課室に渡って行われており、債務者及び保証人の個別の状況に応じて債務履行能力を判断する必要があり、要配慮個人情報の収集が必要である。

②特定の疾患、障害等を持つ者（特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む）に対して行う、給付金やサービス給付、病歴や身体の状況等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合（各課室所）

障害等を持つ方に補助金や給付金等を支給する事務や、障害等を持つ方を雇用する事業所等に対する補助金等を支給する事務、身体の状況等に応じた配慮等の支援を行う事務において、対象となる要件の確認を行うために病歴や障害等の情報を取り扱う必要があるが、個別の法律に収集について定めが無い場合があることから、諮問を行うもの。

③児童、生徒、学生（これらの者に必要な支援を行う者を含む）に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合

児童・生徒等やその保護者に対して、奨学金や支援金の給付・貸付・負担軽減等の必要な支援等を行う際、世帯の生活保護の受給状況や病歴・障害等の情報を収集する必要があり、特に、所得を確認するために納税証明書に代えて生活保護の受給証明の提出を求めるものが多い。必要な要件を確認し、適切な支援等を行うためには要配慮個人情報の収集が必要であるが、収集について法令等ではなく要綱等に基づき収集が行われるものが多いことから、諮問を行うもの。

委員からは、こういった類型諮問というのは過去にも例があるのか。平成29年4月に施行された債権管理条例には情報の収集に関する規定はないのか、税外未収金の支払能力を検討するうえで、犯罪歴等他の要配慮個人情報を、こちらが求めなくても相手方から申し出て来て、結果的に収集することになるケースもあるのではないか、またその

提供された情報の真偽を確かめるために本人以外から情報を収集する必要があるれば、個別の案件となって諮問を行うのか、色々なケースを想定して包括的にカバーできるよう、運用する中で今後見直していくべきでは、等の質疑があり、今後収集項目の見直しの必要があるればその都度委員会に諮って審議を行うということで承認された。

④救慰金に関する事務

実施機関から、警察官の家族が、当該警察官の正当な職務執行に起因して他人から危害を加えられ、死亡または重い障害が残った場合に、当該警察官の救済及び士気の高揚に資するために救慰金を支給するもの。昭和 48 年から開始されているが、本県における授与の前例はない。支給の是非の検討の際に要配慮個人情報の収集が必要との説明があり、異議なく承認された。

⑤立ち直り支援活動に関する事務

実施機関から、警察庁の通達に基づき、県警察本部長通達として平成 22 年 12 月「非行少年を生まない社会づくりの推進について」、平成 23 年 2 月「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動について」を発出し、その取組の効果的な推進を図っている。過去に非行歴があり、かつ非行に走りかねない少年のうち保護者の同意を得られたものについて、継続的な助言、指導、その他の支援活動を行うもの。従来は、少年相談を受けて非行防止のため必要と認める場合は、保護者の同意を得て助言指導等を継続的に実施する継続補導に取り組んできた。これに対し、手を差し伸べる立ち直り支援活動は、相談や支援を求めることができない少年や保護者に対して積極的に連絡を取り、手を差し伸べていくという一歩踏み込んだ活動になり、相談を受けるという形で情報を収集する少年相談の枠を超えて、要配慮個人情報を収集する必要がある、との説明があった。

委員から、保護者の同意が得られない場合は対象とならないのか、対象とする少年の要件を定めないと現場の主観で判断するとなると範囲が広くなり過ぎるのではないかと、具体的にどのように運用しているのか資料が少なく分かりづらい、要配慮個人情報項目の全てを収集が必要となる根拠が不明、といった意見があり、現場の具体的な事例を踏まえて、収集する個人情報の必要性を補強して再度説明を求めることとなった。

⑥無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード 103（土佐）」に関する事務

実施機関から、当該事業は県警独自の通達に基づく取組であり、本年度は第 9 回の実施中の事業である。例年交通事故が増加する年末の時期の事故抑止及び交通安全意識の向上を図るもの。無事故無違反を参加チームで競うものであり、達成チームの中から抽選で景品を交付することとしており、達成状況を確定するうえで交通違反歴を確認するため、参加者に運転経歴証明の提出を求める。要配慮個人情報となる違反歴を収集するのは当選したチームの参加者のみである、等の説明があり、異議なく承認された。

イ. 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

①診療録（カルテ）に関する事務

実施機関から、高知医療介護情報連携システムは、医療施設、介護事業所等をつないで患者の情報を共有するシステムであり、患者や家族が繰り返し同じ説明を行わずに済む、参加事業所が同じ情報をリアルタイムに共有することが可能、診療情報や患者や家族から受けた相談、住宅の段差の状況・褥瘡等の文字では伝わりにくい情報等を共有することにより、介護と医療から一体的に支援することが可能となる。安全管理に関するガイドラインに準拠、サーバーは高知大学医学部情報センターに設置し、各事業所とは専用回線で結ぶ。運用方法は、同意を得た患者のみとし、同意はいつでも撤回可能、利用者や利用機器は高知医療介護情報連携システム事務局で許可したもののみとなる。安芸地域ではまだ利用が進んでおらず、地域の事業所等から地域の中核病院であるあき総合病院での利用を求められている状況、全国の取り組み状況等の説明があった。

委員から、利用者の範囲をどこまで想定しているかとの質問があり、実施機関から、当該事務を実施するあき総合病院においては、訪問診療や訪問看護も実施していることから、これらに携わる医師、看護師、ソーシャルワーカーがまずは利用していくことになるが、必要により理学療法士や管理栄養士も利用していきたいとの説明があった。

この説明について、委員から、患者の同意を得る時、個人情報の内容が広範囲に渡るものであり、システムをどのように誰が見られるのか等の詳細な分かりやすい説明をするべき等の意見があったが、提供については異議なく承認された。

(2) 報告事項

ア. 個人情報保護条例に関する庁内調査の結果の概要について

事務局から、個人情報保護条例に基づく収集・利用・提供制限による事務事業への影響の実態調査について、調査結果の概要の説明を行った。

イ. 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供に関する事項の協議済み案件について報告を行った。